



島根県報

平成19年 9月21日 (金)
第 1,916 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(地 域 福 祉 課)	1
民生委員の市町村別定数	(")	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(")	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	4
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	5
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	5
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	5
保安林の指定施業要件の変更 (6 件)	(森 林 整 備 課)	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(")	8
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	8
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	10
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	10

公 告

財団法人都道府県会館の災害共済事業経営状況の公表	(管 財 課)	10
開発行為に関する工事の完了 (2 件)	(都 市 計 画 課)	11

告 示

島根県告示第764号

市町村民生委員協議会の区域 (昭和32年島根県告示第151号) の一部を次のように改正し、平成19年12月 1 日から施行する。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表浜田市の部美川地区の項中「中湯町内」を「中場町内」に改め、同表出雲市の部大津地区の項中「大津朝倉 3 丁目」を「大津朝倉 3 丁目、枝大津町」に改め、同部塩冶地区の項中「塩冶善行町」を「塩冶善行町、築山新町」に改め、同部川跡地区の項中「高岡町」を「高岡町、中野美保南 1 丁目、中野美保南 2 丁目、中野美保南 3 丁目、中野美保北 1 丁目、中野美保北 2 丁目、中野美保北 3 丁目」に改め、同表益田市の部を次のように改める。

益田市	益田地区	幸町、土井町、本町、七尾町、染羽町、三宅町、東町、昭和町、有明町 (稲積自治会の区域に限る。)、水分町 (稲積自治会及び土井自治会の区域に限る。)、乙吉町 (山ノ平自治会の区域に限る。)
-----	------	---

吉田地区	多田町、有明町（稲積自治会の区域を除く。）、常盤町、水分町（稲積自治会及び土井自治会の区域を除く。）、元町、赤城町、駅前町、栄町、中吉田町、中島町、中須町、久城町、下本郷町、乙吉町（山ノ平自治会の区域を除く。）、あけぼの西町、あけぼの本町、あけぼの東町
高津地区	須子町、高津1丁目、高津2丁目、高津3丁目、高津4丁目、高津5丁目、高津6丁目、高津7丁目、高津8丁目、高津町、飯田町
東陽地区	遠田町、津田町、下種町、種村町、大草町、山折町、乙子町、赤雁町
鎌手地区	木部町、土田町、西平原町、金山町
豊川地区	大谷町、久々茂町、岩倉町、栃山町
真砂地区	波田町、下波田町、馬谷町、長沢町
西益田地区	横田町、安富町、梅月町、本俣賀町、左ヶ山町、神田町、向横田町、隅村町、白岩町、薄原町、猪木谷町
西南地区	上黒谷町、桂平町、黒周町、柏原町、愛栄町、美濃地町、有田町
小野地区	喜阿弥町、戸田町、小浜町、飯浦町
中西地区	内田町、市原町、虫追町、白上町、中垣内町、川登町
美都地区	美都町朝倉、美都町板井川、美都町宇津川、美都町久原、美都町小原、美都町笹倉、美都町仙道、美都町都茂、美都町丸茂、美都町三谷、美都町山本
匹見地区	匹見町石谷、匹見町落合、匹見町紙祖、匹見町澄川、匹見町匹見、匹見町広瀬、匹見町道川

表安来市の部飯梨地区の項中「田瀬町」を「田頼町」に改め、同表江津市の部を次のように改める。

江津市	江津中央地区	江津町、島の星町、金田町、渡津町、浅利町（金川口に限る。）、松川町太田（太田口に限る。）
	高角地区	嘉久志町、和木町
	江津東地区	浅利町（金川口を除く。）、都治町、後地町、黒松町、波積町本郷、波積町北、波積町南
	松平地区	松川町市村、松川町上津井、松川町上河戸、松川町下河戸、松川町畑田、松川町八神、松川町長良、松川町太田（太田口を除く。）、川平町南川上、川平町平田
	川波地区	波子町、敬川町
	津宮地区	都野津町、二宮町神主、二宮町神村、二宮町羽代
	江津西地区	跡市町、千田町、清見町、井沢町、有福温泉町、有福温泉町本明
	桜江地区	桜江町

島根県告示第765号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定により、民生委員の市町村別定数を次のとおり定め、平成19年12月1日から施行する。

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）は、廃止する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

松江市	464人
-----	------

浜田市	194人
出雲市	359人
益田市	185人
大田市	164人
安来市	127人
江津市	110人
雲南市	142人
東出雲町	36人
奥出雲町	65人
飯南町	33人
斐川町	69人
川本町	23人
美郷町	39人
邑南町	66人
津和野町	57人
吉賀町	40人
海士町	15人
西ノ島町	16人
知夫村	6人
隠岐の島町	67人
計	2,277人

島根県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
門脇医院	松江市八束町遅江384 - 2	平成19年 9 月 1 日
まついクリニック	益田市高津六丁目14番 1 号	平成19年 9 月 6 日
パール歯科	浜田市黒川町4229 - 3	平成19年 9 月 1 日
医療法人大浜屋会 デンタル・アート・クリニック	大田市大田町大田口979番地 1	平成19年 9 月 4 日
株式会社 山藤薬局 黒川支店	浜田市黒川町210番地	平成19年 9 月10日

島根県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
門脇医院	松江市八束町遅江1267	平成19年8月31日
パール歯科	浜田市黒川町4180 酔乃松駅前ビル302	平成19年8月31日

島根県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
門脇 憲	松江市八束町遅江1267	居宅療養管理指導	門脇医院	松江市八束町遅江384-2	平成19年9月1日
門脇 憲	松江市八束町遅江1267	訪問看護	門脇医院	松江市八束町遅江384-2	平成19年9月1日
門脇 憲	松江市八束町遅江1267	介護予防居宅療養管理指導	門脇医院	松江市八束町遅江384-2	平成19年9月1日
門脇 憲	松江市八束町遅江1267	介護予防訪問看護	門脇医院	松江市八束町遅江384-2	平成19年9月1日
佐々木良二	浜田市竹迫町2374-20	居宅療養管理指導	パール歯科	浜田市黒川町4229-3	平成19年9月1日
佐々木良二	浜田市竹迫町2374-20	介護予防居宅療養管理指導	パール歯科	浜田市黒川町4229-3	平成19年9月1日

島根県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
佐々木良二	浜田市竹迫町2374-20	居宅療養管理指導	パール歯科	浜田市黒川町4180 酔乃松駅前ビル302	平成19年8月31日
佐々木良二	浜田市竹迫町2374-20	介護予防居宅療養管理指導	パール歯科	浜田市黒川町4180 酔乃松駅前ビル302	平成19年8月31日

島根県告示第770号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社SWAN	特定施設入所者生活介護	介護付き有料老人ホーム 梅の郷にしき庵	八束郡東出雲町錦新町 5 丁目 3 - 5	平成19年 9月 1日
	介護予防特定施設入所者生活介護			

島根県告示第771号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表貸付条件の欄中「年2.0パーセント」を「年1.8パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年 9月21日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成19年 9月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美 2 期（美都）地区深田溢工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 縦覧の期間
平成19年 9月21日から21日間
- 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第773号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和47年11月15日農林省告示第2208号、平成7年9月21日農林水産省告示第1531号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第774号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和48年10月18日農林省告示第1915号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第775号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成2年10月20日農林水産省告示第1380号（1及び2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

島根県告示第776号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 2年10月20日農林水産省告示第1380号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第777号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成 6年 1月31日農林水産省告示第209号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第778号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月19日農林水産省告示第1318号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第779号

平成19年島根県告示第695号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
松江市島根町大芦3661	大野常次	松江市島根町大芦2542
安来市伯太町下十年畑698 - 8 から698 - 10まで、 698 - 13	篠田公光	大阪府吹田市長野東27番D 4 - 4 - 11
松江市島根町大芦3583、3604、3604 - 1	高井盛雄	松江市島根町大芦3067
松江市島根町大芦3644、3664	高井美栄	松江市島根町大芦2784
松江市島根町大芦3676	藤井定四郎	松江市島根町大芦2425

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第780号

平成19年島根県告示第704号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を松江市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
松江市八雲町熊野5888	山内一晃	鳥取県米子市岩倉町16

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第781号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成13年島根県告示第267号)の一部を次のように改正する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝口善兵衛

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

に改

める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年9月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年9月21日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第782号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年2.0%以内	を	年1.8%以内	に改める。
	年2.15%以内		年1.95%以内	
	年2.0%以内		年1.8%以内	

附 則

- 1 この告示は、平成19年9月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年9月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第783号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「2.0パーセント」を「1.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年9月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年9月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

公 告

地方自治法（昭和23年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成18年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成19年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 建物共済事業	
分担金その他収入	1,741,747,893円
災害共済金経費その他支出	1,119,720,455円
正味財産	22,047,368,964円
2 機械損害共済事業	
分担金その他収入	556,919,880円
災害共済金経費その他支出	242,009,797円
正味財産	6,660,230,083円

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
出雲市荒茅町3496番3の一部、3499番、3500番、3501番、3502番、3503番1、3506番3、3507番1、3508番1
面積 6,858.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
出雲市佐田町上橋波101番地4
株式会社ライフサポート
代表取締役 新井 幸枝

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市飯島町字川尻1174番1
面積 10,744.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区京橋3丁目14番6号
株式会社日立金属ソリューションズ
代表取締役 上田 精一

